

5 雇用保険の給付見直し等

雇用保険制度について、保険料引下げ(1年間)、非正規労働者の適用基準の見直し(雇用見込1年→6か月)、特に再就職が困難な場合の給付日数の60日分延長、契約更新がなされなかった有期契約労働者の受給資格要件の緩和(被保険者期間1年→6か月)など、非正規労働者のセーフティネット機能・再就職支援機能を重点的に強化する。(雇用保険法改正)

(参考)【平成20年度第2次補正予算案】 合計4,048億円

○ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)

都道府県に対する交付金により基金を創設し、創意工夫を凝らした事業の実施を支援することにより、地域求職者等の安定的な雇用機会の創出を図る。

【2,500億円】

○緊急雇用創出事業(仮称)

都道府県に対する交付金により基金を創設し、緊急雇用創出事業(仮称)を実施することにより、失業者の一時的な雇用・就業機会の創出を図る。

【1,500億円】

○住宅・生活対策等

【48億円】